

大治町生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の6第1項第2号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち緩和した基準によるサービス（以下「生活支援型訪問サービス」という。）にかかる人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活支援型訪問サービス指定事業者 町が指定した生活支援型訪問サービスを提供する事業者をいう。
- (2) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 生活支援型訪問サービス基準額 利用料の算定について、別に定める生活支援型訪問サービス基準の例により算定した費用額（当該費用が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費に係るサービスをいう。
- (5) 介護予防支援事業者等 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者及び法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。
- (6) 要支援認定等 法第32条第1項に定める要支援認定及び施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当することの判定をいう。

(事業の一般原則)

第3条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、町、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 生活支援型訪問サービスは、利用者が可能な限りその居宅において、自立し

た日常生活を営むことができるよう掃除、買い物支援、調理、洗濯等の生活支援サービスを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第5条 生活支援型訪問サービス指定事業者が当該事業を行う事業所(以下「事業所」という。)ごとに利用者の数に応じて必要数の訪問介護員及び訪問事業責任者を置かなければならない。

2 前項の訪問介護員は、介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は町が指定する研修修了者等であって、専ら訪問介護員として従事するものでなければならない。

3 第1項の訪問事業責任者は、訪問介護員の中から必要数を配置するものとする。なお、訪問事業責任者は、介護福祉士又は介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第3条第1項に規定する養成研修修了者であることが望ましい。

4 生活支援型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)、指定介護予防訪問介護事業者(介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。)又は指定訪問介護相当サービス事業者(平成29年大治町告示第6号(大治町介護予防・日常生活支援総合事業における訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱)第2条に規定する指定訪問介護相当サービス事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業及び指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は指定訪問介護相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第6条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備、備品等)

第7条 事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活支援型訪問サービスの提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者が指定訪問介護事業者、指定介護予防訪問介護事業者又は指定訪問介護相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、生活支援型訪問サービスの事業、指定訪問介護の事業、指定介護予防訪問介護の事業又は指定訪問介護相当サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(個別計画の作成)

第8条 訪問事業責任者は、必要に応じて、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、生活支援型訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活支援型訪問サービス個別計画を作成するものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者の生活支援型訪問サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、生活支援型訪問サービス指定事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 生活支援型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 生活支援型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、指定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前

項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、生活支援型訪問サービス指定事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 生活支援型訪問サービス指定事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち生活支援型訪問サービス指定事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た生活支援型訪問サービス指定事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、正当な理由なく生活支援型訪問サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に生活支援型訪問サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活支援型訪問サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者等への連絡、適切な他の生活支援型訪問サービス指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、要支援認定等の有無並びに要支援認定等の有効期間及び負担割合を確かめるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第13条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行

わなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間の満了日の30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

- 第14条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議(第1号事業に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。))が介護予防サービス・支援計画書(第1号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画をいう。以下同じ。))の作成のために介護予防サービス・支援計画書の原案に位置付けた第1号事業の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。))等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

- 第15条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

- 第16条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った生活支援型訪問サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書の変更の援助)

- 第17条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

- 第18条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

- 第19条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、当該生活支援型訪問サービスの提供日及び内容、当該生活支援型訪問サ

ービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画書を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスを提供した際には、提供した具体的な生活支援型訪問サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第20条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する生活支援型訪問サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該生活支援型訪問サービスに係る生活支援型訪問サービス基準額から当該生活支援型訪問サービス指定事業者に支払われる生活支援型訪問サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援型訪問サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、生活支援型訪問サービスに係る生活支援型訪問サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において生活支援型訪問サービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前項の費用の額に係る生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該生活支援型訪問サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(サービス提供証明書の交付)

第21条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない生活支援型訪問サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、その提供した生活支援型訪問サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第22条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する町への通知)

第23条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに生活支援型訪問サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状

態になったと認められるとき。

- (2) 偽りその他不正な行為によって生活支援型訪問サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 従業者は、現に生活支援型訪問サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及び訪問事業責任者の責務)

第25条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの要綱の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

- 3 訪問事業責任者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 生活支援型訪問サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化や生活支援型訪問サービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者等との連携を図ること。
- (4) 訪問介護員等（訪問事業責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (5) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (6) 訪問介護員等の能力及び希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (7) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (8) その他生活支援型訪問サービスの内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第26条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 生活支援型訪問サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第27条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健

康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(秘密保持等)

第28条 事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ書面により得ておかなければならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第29条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第30条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

- 3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに関し、法第115条の45の7の規定により町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 生活支援型訪問サービス指定事業者は、町から求めがあった場合には、前項の改善の内容を町に報告しなければならない。

- 5 生活支援型訪問サービス指定事業者は、提供した生活支援型訪問サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 生活支援型訪問サービス指定事業者は、国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第31条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した生活支援型訪問サービスに関する利用者からの苦情に関して町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第32条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供により事故が発生した場合は、町、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第33条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、生活支援型訪問サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第34条 生活支援型訪問サービス指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 生活支援型訪問サービス指定事業者は、利用者に対する生活支援型訪問サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 生活支援型訪問サービス個別計画

(2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第23条に規定する町への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(生活支援型訪問サービスの提供に当たっての留意点)

第35条 生活支援型訪問サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 生活支援型訪問サービス指定事業者は、生活支援型訪問サービスの提供に当たり、アセスメントにおいて把握された課題、生活支援型訪問サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 生活支援型訪問サービス指定事業者は、自立支援の観点から、利用者が可

能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援及び他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

(その他)

第36条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に完結している記録については、改正後の大治町生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第34条第2項の規定は適用しない。